

第12回国際植物防疫条約（IPPC） 総会で検討される主な議題について

- ・ 海上コンテナ
- ・ 電子植物検疫証明(ePhyto)
- ・ 2020国際植物衛生年

ISPM案「海上コンテナによる病害虫移動の最小化」をめぐる議論～経緯



- 2013年 2月 農水省、国内関係者との意見交換会（関係省庁・関係団体）
3月 農水省、IPPC基準委員によるセミナー
4月 IPPC総会（CPM-8）暫定ISPM案を議論
11月 我が国コメントをIPPC事務局に提出
- ① 全加盟国が同水準で実施できる実効性ある基準案に見直すべき（コンテナの再汚染、清掃・証明の責任）
 - ② 当面は、植物検疫の要素を加えた、海運業界向けコンテナ梱包行動規範（CTUコード）の実施を各加盟国が促すべき。
- 2014年4月 IPPC総会(CPM-9)
- 【EU】 ISPM策定は時間を要するため、コンテナ梱包輸送業者が改訂CTUコードを実施すること、加盟国が支援すること等を促すCPM勧告の策定を提案
- 【日本・米国・アルゼンチン等】 EUを支持
- 【中国】 ISPM作成の継続を主張
- 結果として、起草グループ（EU・米国・日本・アルゼンチン・ガボン）がCPM勧告案を作り、次回総会で採択を目指すことで合意。
- 5月 国内関係者との意見交換会
10月 起草グループによるCPM勧告案の各国コメント募集開始
- 2015年 1月 IPPC事務局が各国コメントを受けてCPM勧告案を修正
3月 IPPC総会（CPM-10）が海上コンテナに関するCPM勧告を採択

ISPM案「海上コンテナによる病害虫移動の最小化」をめぐる議論～CPM勧告

海上コンテナに関するCPM勧告

国際的に移動する海上コンテナは、病害虫の移動を最小限にするため、可能な限り清浄であるべき。

このため、CPMは植物検疫当局に対し、以下を推奨する。

- 海上コンテナと共に移動し得る病害虫及び規制対象品のリスクを認識すること
- 海上コンテナのこん包に関わる者又は海上コンテナの移動に関わる者と海上コンテナによる病害虫移動のリスクの情報について、コミュニケーションをとること
- コンテナ梱包行動規範（CTUコード）の関連する部分について実施を支援すること
- 海上コンテナの中で運ばれる貨物というよりもむしろ海上コンテナそのものを経由した病害虫の移動について情報収集を行い、深刻な傾向がある場合は情報を共有すること
- 正当であり現実的である場合、可能性のある病害虫リスクについて分析し、リスクを緩和するため、リスクに比例した行動をとること

ISPM案「海上コンテナによる病害虫移動の最小化」をめぐる議論～CPM11

2016年4月 IPPC総会(CPM-11)においてISPM案の今後の進め方を議論。

次の3つのオプションが提案された。

- オプション1：基準策定を迅速に進める
- オプション2：CTUコード及びCPM勧告の実施状況とそれによる効果を分析し、5年間ISPM作成を保留
- オプション3：基準策定の取りやめ

<各国の意見>

- 【中国】 オプション1を支持。
- 【日本、EUなど】 オプション2を支持。
- 【米国】 オプション2を支持。停滞を招かないよう、CPM理事会での議論等を含む今後の進め方を提案。

<議論の結果>

- ・各国は海上コンテナによる病害虫移動のリスクがあることを認識した。
- ・6月のCPM理事会で適切な措置（基準策定以外も含めて）や措置の評価方法も含めて今後の進め方を検討し、その結果をCPM12で報告する。
- ・各国から情報・経験を理事会へ提出することを要請。
- ・遅くとも5年後までに、基準策定を進めるかどうか再考する。

ISPM案「海上コンテナによる病害虫移動の最小化」をめぐる議論～2016年

2016年6月 CPM理事会

CPM10(2015年)で決定されたCPM勧告（CTUコードの実施促進）を補完する活動を行うこととし、その一つとしてタスクフォースを設立し、CPM16(2021年)でファイナルレポートを提供することとされた。

2016年10月 IPPC戦略計画グループ

CPM理事会メンバーでもあるニュージーランドから、理事会で検討されたCPM勧告を補完するための行動プログラムの案が示された。プログラム案の概要は次のとおり。

- ・ IPPC/IMO（国際海事機関）/業界の合同プロトコルの策定
- ・ CTUコードの実行状況のモニター
- ・ CTUコードの有効性の検証
- ・ 海上コンテナの病害虫リスクに対する意識の向上
- ・ 以上の活動を監督するためのタスクフォースの設立

2017年4月の総会（CPM12）において、CPM理事会議長からCPM勧告を補完するための行動プログラム案が加盟国に提案される予定。

(参考) 海上コンテナの清浄性に関する文書

	暫定ISPM案	CPM勧告	貨物輸送ユニット梱包行動規範(CTU Code)
作成主体	国際植物防疫条約 (IPPC)	国際植物防疫条約 (IPPC)	国際海事機関 (IMO) 国際労働機関 (ILO) 国連欧州経済委員会 (UNECE)
目的	海上コンテナの移動に伴う病害虫の侵入・まん延リスクを最小化	海上コンテナによる病害虫移動の最小化	貨物輸送ユニット (コンテナ等) への貨物の安全な梱包
主な内容	<p>船会社 (又は代理店)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海上コンテナを目視検査し、必要に応じて清掃を行う。 ● 清浄性を書面で証明する。 ● 清浄なコンテナの再汚染防止措置を講じる (保管場所、移動時)。 <p>NPPO (植物防疫当局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出国NPPOは、船会社等による清浄コンテナの確認手順を認証する。 ● 輸入国NPPOは、検査や監査によりコンテナ清浄性を確認する。 	<p>NPPO (植物防疫当局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内外の関係者に対し、病害虫リスクを伝える。 ● CTU Code改定案の植物検疫関連部分の実施を支援する。 <p>IPPC事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IMO、ILO、UNECEと協力し、加盟国における意識向上を図る。 ● 輸出者、荷送人・荷受人・梱包業者・運送業者向けパンフレット・ポスターの作成を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貨物の梱包、積み卸し、コンテナ等の取扱いに関する作業環境、梱包・固定・開梱に関する実践的な指針 ● コンテナの清浄性確保に関する事項 (植物検疫に関する事項) <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫、汚染物の例示 ・保管場所の留意点 ・防除方法 (粘着トラップ、光トラップ、水洗等) ・汚染物の廃棄方法
進捗状況	今後の進め方について、IPPC総会 (CPM-11)のスペシャルトピックセッションにて議論	2015年3月 IPPC総会 (CPM-10)で採択	2014年策定

ePhytoとは

1. ePhytoとは

- 電子植物検疫証明(electronic **phyto**sanitary certificate)
- ePhytoの作成・受理と、相手国との交換の仕組み
- 二国間のシステム“point to point”と“ハブシステム”がある。

2. これまでの経緯

CPM- 6 : 植物検疫証明書に関する指針(ISPM12)に電子植物検疫証明に関する付録の追加が決定

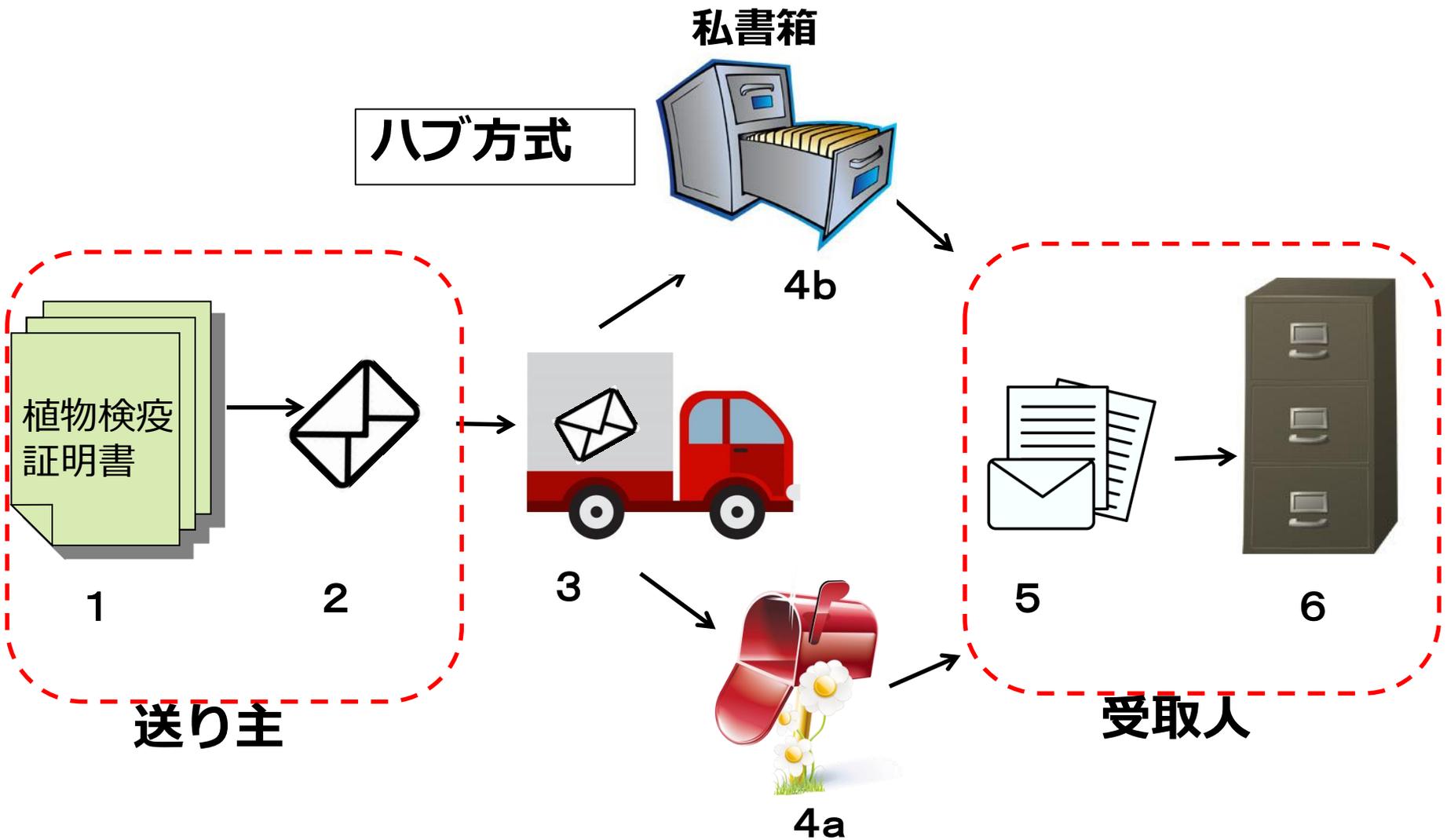
CPM- 8 : ePhyto運営グループの設立が決定

CPM- 9 : ISPM12の付録が採択

CPM-10 : パイロットプロジェクトが提案

CPM-11 : パイロットプロジェクトの計画が紹介され、各国から支持

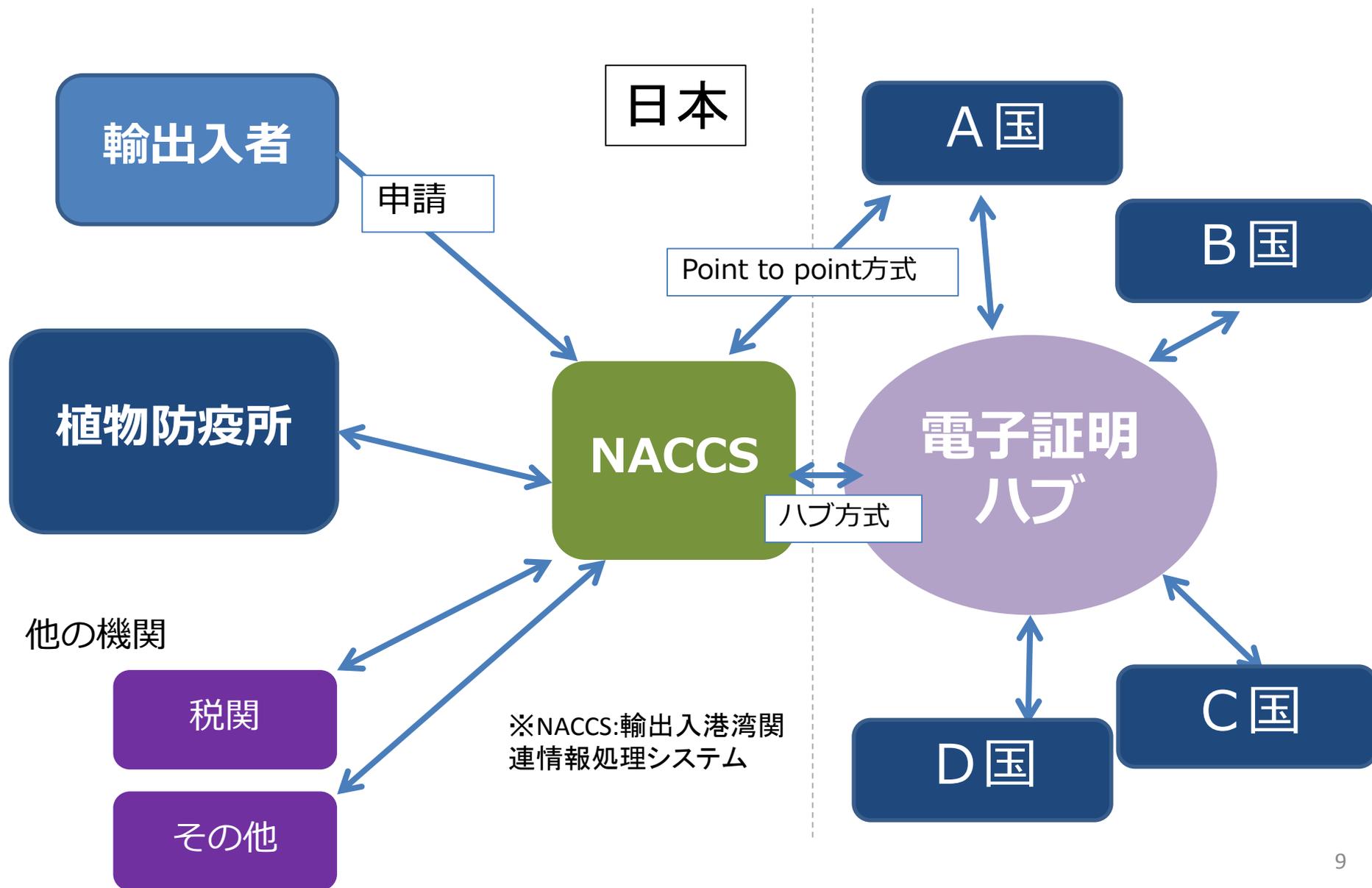
ePhytoの機能 (イメージ)



※IPPCの報告書に基づき作成

Point to Point方式

ePhytoのシステム（イメージ）



IPPCにおけるePhytoの試験運用

Global electronic trade facilitation: Enhancing safe trade in plants and plant products through innovation

1. 実施主体：IPPC事務局

2. 資金提供：規格及び通商開発機構（STDF: Standards and Trade Development Facility）

3. 初回試行参加国

- 自国既存システム利用：オーストラリア、チリ、中国、韓国、オランダ、ニュージーランド、米国
- IPPCが構築するシステム利用：エクアドル、エジプト、ガーナ、グアテマラ、ケニア、サモア、スリランカ

4. 当初予定スケジュール

2016年7月：初回試行に向けたトレーニング等開始

2016年10月：初回試行開始

2016年12月：試行終了

2017年1月：試行の評価開始

2017年4月：CPM12において報告

国際植物衛生年

International Year of Plant Health (IYPH 2020)

第1回運営委員会：2016年11月に開催

IYPHの目的：飢餓、貧困、環境、経済発展等、地球規模の重要課題における植物衛生の重要性と効果について、意識啓発すること。

IYPHの特定目的：①公衆と政策決定者の啓発、②気候変動に伴う新たなリスクに対応するリソース強化、③教育、知識の充実、④利害関係者との対話促進、⑤世界の植物防疫情報の充実、⑥「植物衛生パートナーシップの設立を促進」

IYPHに向けた年次テーマ：2016年「植物衛生と食料安全保障」、**2017年「植物衛生と貿易円滑化」**、2018年「植物衛生と環境保護」、2019年「植物衛生と能力開発」、2020年「国際植物衛生年」(IYPH2020)

2017年7月のFAO理事会を経て2018年10月の国連総会での採択を目指す。